

宮津市公報

平成30年4月2日

宮津市字柳縄手

345番地の1

宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

1 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	1
2 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	2
4 宮津市まちづくり基金条例の一部を改正する条例	3
5 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3
6 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4
7 宮津市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例	5
8 宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	5
9 宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例	5
10 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	5
11 宮津市指定居宅介護支援等の事業に関する基準を定める条例	6
12 宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	7
13 宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部を改正する条例	8
14 宮津市学校給食費徴収条例	9
15 宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
16 宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例	10
17 宮津市市税条例の一部を改正する条例	10
18 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12

規 則

3 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	13
4 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	13
5 宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	14
6 指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	14
7 予防接種費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	15
8 宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則	15
9 宮津市学校給食費徴収条例施行規則	15

告 示

10 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（大島自治会）	16
11 宮津市地域福祉推進計画協議会設置要綱の一部を改正する要綱	17
12 宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	17
13 宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱	17
14 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	18
15 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	18
16 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	18
17 宮津運動公園の利用料金の承認	18
18 世屋高原家族旅行村の利用料金の承認	19
19 宮津市天橋立ユース・ホテルの利用料金の承認	20

20	宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱	20
21	宮津市林業振興センターの利用料金の承認	21
22	宮津市海洋つり場の利用料金の承認	21
23	宮津市福祉センターの利用料金の承認	21
24	宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金の承認	22
25	宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金の承認	23
26	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (天橋の郷通所介護事業所)	24
27	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (はまなす苑通所介護事業所)	25
28	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (デイサービスセンター青嵐荘)	25
29	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (社会福祉法人宮津市社会福祉協議会)	25
30	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (エリシオン天橋立)	26
31	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (ヘルパーステーション青嵐荘)	26
32	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (天橋訪問介護事業所)	26
33	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (天橋園通所介護事業所)	27
34	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会岩滝事業所)	27
35	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (生活リハビリ道場)	27
36	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (ねもとリハ特化型通所介護事業所)	27
37	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (デイサービスセンター岩滝あじさい苑)	28
38	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (医療法人南斗六星会デイサービスセンター)	28
39	介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定 (デイサービスひまわり)	28
40	平成30年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	29
41	宮津会館の利用料金の承認	29
42	宮津市B & G海洋センターの利用料金の承認	33
43	宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱	33
44	宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱等を廃止する要綱	33
45	宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	34
46	宮津市障害者相談員設置要綱	34
47	宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱	35
48	宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱	36
49	宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱	37
50	社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱	38
51	宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱	39
52	宮津市婚活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	39
53	宮津市観光振興事業補助金交付要綱及び宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	40
54	宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱	40

55 宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱	41
56 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（結核）	42
57 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリ オ）	43
58 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（麻しん、風しん）	44
59 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（日本脳炎）	45
60 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ヒブ感染症）	46
61 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（小児の肺炎球菌感染症）	47
62 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）	48
63 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（水痘）	49
64 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（B型肝炎）	50
65 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）	51
66 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	52
67 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	52
68 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	52
69 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	53
70 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収 納の事務委託	53
71 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	53
72 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の一般廃棄物処理手数料の徴収及び 収納の事務委託	53
73 宮津市休日応急診療所の診療費等の徴収及び収納の事務委託	55
74 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	55
75 宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	55
76 宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	55
77 ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	56
78 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	56
79 市府民税等の収納の事務委託	56
80 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への 一部委任の変更	57
81 平成30年度の固定資産価格等の固定資産課税台帳登録	59
82 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（溝尻自治会）	59
83 認可を受けた地縁による団体からの告示事項の変更（由良宮本自治会）	60

— 訓 令 —

2 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	60
-----------------------	----

— 公 告 —

13 公示送達	60
14 消防訓練における消防車のサイレン吹鳴	60
15 農用地利用集積計画の縦覧	61
16 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	61
17 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	61

— 水 道 企 業 —

《告 示》

1 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	61
2 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	62
3 水道使用料金の収納の事務委託	62

《規程》

- 1 宮津市浄水場管理規程の一部を改正する規程 62

—— 教育委員会 ——

《規則》

- 1 宮津市学校給食委員会規則 63
 2 宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の一部を改正する規則 64
 3 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則 64
 4 宮津市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則 65
 5 宮津市立図書館運営規則の一部を改正する規則 66

《告示》

- 6 宮津市中央公民館の利用料金の承認 66
 7 宮津市民体育館の利用料金の承認 69
 8 みやづ歴史の館の利用料金の承認 70
 9 重要文化財旧三上家住宅の利用料金の承認 74
 10 宮津市指定無形民俗文化財の指定 75

《訓令》

- 1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程 75
 2 宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程 75

—— 選挙管理委員会 ——

《告示》

- 4 京都海区漁業調整委員会委員補欠選挙における各投票区の投票所 76
 5 京都海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所 76
 6 京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 76
 7 有権者総数の50分の1の数 77
 8 有権者総数の3分の1の数 77
 9 有権者総数の6分の1の数 77
 10 京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所 77
 11 京都府知事選挙における各投票区の投票所 77
 12 京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ 78
 13 京都府知事選挙の開票の場所及び日時 78
 14 京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 79
 15 京都府知事選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 79
 16 京都府知事選挙における期日前投票所 79
 17 京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任 79
 18 京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 80
 19 選挙人名簿の補正登録 81

—— 監査委員 ——

《監査公表》

- 83 定期監査結果の公表 81

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第1号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

第2条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第2号

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第64号中「27,800円」を「28,000円」に改める。

別表第113号を同表第117号とし、同表第112号中「137,500円」を「138,300円」に改め、同号を同表第116号とし、同表第111号中「159,500円、147,200円又は142,600円」を「160,200円、147,900円又は143,400円」に改め、同号を同表第115号とし、同表中第110号を第114号とし、第109号を第113号とし、第108号を第112号とし、同表第107号中「144,900円」を「146,100円」に改め、同号を同表第111号とし、同表第106号中「144,900円」を「146,100円」に改め、同号を同表第110号とし、同表第105号を同表第109号とし、同表第104号中「124,700円」を「125,400円」に改め、同号を同表第108号とし、同表第103号中「124,700円」を「125,400円」に改め、同号を同表第107号とし、同表第102号中「131,700円」を「132,400円」に改め、同号を同表第106号とし、同表第101号中「144,900円」を「146,100円」に改め、同号を同表第105号とし、同表第100号中「144,900円」を「146,100円」に改め、同号を同表第104号とし、同号の前に次の1号を加える。

(103) 部活動指導員	同 1,600円
--------------	----------

別表第99号中「1,010円」を「1,030円」に改め、同号を同表第102号とし、同表第98号中「144,900円」を「146,100円」に、同表第97号中「1,010円」を「1,030円」に改め、同号を同表第101号とし、同表第97号中「144,900円」を「146,100円」に改め、同号を同表第100号とし、同号の前に次の1号を加える。

(99) 総括指導主事	同 164,200円
-------------	------------

別表第96号中「202,300円」を「203,000円」に改め、同号を同表第98号とし、同表第95号中「114,100円」を「114,700円」に改め、同号を同表第97号とし、同表第94号中「137,500円」を「138,300円」に改め、同号を同表第96号とし、同表第93号中「169,500円」を「170,200円」に改め、同号を同表第

95号とし、同表第92号中「91,700円」を「92,200円」に改め、同号を同表第94号とし、同表第91号中「142,600円」を「143,400円」に改め、同号を同表第93号とし、同表第90号中「159,500円」を「160,200円」に改め、同号を同表第92号とし、同表第89号中「85,100円」を「85,500円」に改め、同号を同表第91号とし、同表第88号を同表第90号とし、同表第87号中「135,000円」を「135,900円」に改め、同号を同表第89号とし、同表第86号中「69,700円」を「71,300円」に改め、同号を同表第88号とし、同表中第78号から第85号までを2号ずつ繰り下げ、同表第77号を同表第79号とし、同号の前に次の1号を加える。

(78) 中学校嘱託医 (眼科)	同 基本報酬(実施校1校につき10,000円)に人数割報酬(生徒1人につき275円)を加えた額
------------------	---

別表中第76号を第77号とし、第75号を第76号とし、第74号を第75号とし、第73号の次に次の1号を加える。

(74) 小学校嘱託医 (眼科)	同 基本報酬(実施校1校につき10,000円)に人数割報酬(児童1人につき275円)を加えた額
------------------	---

別表備考1中「第86号から第112号まで」を「第88号から第116号まで」に改め、同表備考2中「第86号から第108号まで及び第110号から第112号まで」を「第88号から第112号まで及び第114号から第116号まで」に改め、同表備考3及び備考4中「第105号」を「第109号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第3号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円」を「1人につき217円」に、「267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を「333円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

* * *

宮津市まちづくり基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市まちづくり基金条例の一部を改正する条例

宮津市まちづくり基金条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民が主体的に参画する団体等が実施するまちづくり活動を支援」を「市と市民等との協働によるまちづくりを推進」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第5号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項中「100分の7.3」を「100分の4.9」に改める。

第4条中「部分の額」の次に「（以下（「固定資産税額等」という。））」を加え、「100分の29」を「100分の25」に改める。

第5条中「24,500円」を「20,600円」に改める。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削り、「21,500円」を「14,600円」に改め、同条第2号中「10,750円」を「7,300円」に改め、同条第3号中「16,125円」を「10,950円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の2.1」に改める。

第7条中「のうち、土地及び家屋に係る部分の額」を「等」に、「100分の5.4」を「100分の10.4」に改める。

第7条の2中「8,000円」を「8,600円」に改める。

第7条の3第1号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同条第2号中「2,950円」を「3,050円」に改め、同条第3号中「4,425円」を「4,575円」に改める。

第8条中「100分の2.7」を「100分の1.7」に改める。

第9条中「のうち、土地及び家屋に係る部分の額」を「等」に、「100分の9.3」を「100分の12.4」に改める。

第9条の2中「10,000円」を「8,900円」に改める。

第9条の3中「7,800円」を「4,600円」に改める。

第23条第1号ア中「17,150円」を「14,420円」に改め、同号イ(ア)中「15,050円」を「10,220円」に改め、同号イ(イ)中「7,530円」を「5,110円」に改め、同号イ(ウ)中「11,290円」を「7,670円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,020円」に改め、同号エ(ア)中「4,130円」を「4,270円」に改め、同号エ(イ)中「2,070円」を「2,140円」に改め、同号エ(ウ)中「3,100円」を「3,210円」に改め、同号オ中「7,000円」を「6,230円」に改め、同号カ中「5,460円」を「3,220円」に改め、同条第2号ア中「12,250円」を「10,300円」に改め、同号イ(ア)中「10,750円」を「7,300円」に改め、同号イ(イ)中「5,380円」を「3,650円」に改め、同号イ(ウ)中「8,070円」を「5,480円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,300円」に改め、同号エ(ア)中「2,950円」を「3,050円」に改め、同号エ(イ)中「1,480円」を「1,530円」に改め、同号エ(ウ)中「2,220円」を「2,290円」に改め、同号オ中「5,000円」を「4,450円」に改め、同号カ中「3,900円」を「2,300円」に改め、同条第3号ア中「4,900円」を「4,120円」に改め、同号イ(ア)中「4,300円」を「2,920円」に改め、同号イ(イ)中「2,150円」を「1,460円」に改め、同号イ(ウ)中「3,230円」を「2,190円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,720円」に改め、同号エ(ア)中「1,180円」を「1,220円」に改め、同号エ(イ)中「590円」を「610円」に改め、同号エ(ウ)中「890円」を「920円」に改め、同号オ中「2,000円」を「1,780円」に改め、同号カ中「1,560円」を「920円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第6号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例(昭和34年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定が」を「定めが」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条各号中「5人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成31年8月1日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第7号

宮津市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険事業基金条例（昭和63年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「円滑な運営」を「健全な運営」に改める。

第6条中「保険給付、後期高齢者支援金及び保健事業」を「第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第8号

宮津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宮津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「在学する者」の次に「又は入学することが決定している者」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第10号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,580円」を「37,700円」に改め、同項第2号中「52,230円」を「58,640円」に改め、同項第3号中「55,960円」を「62,820円」に改め、同項第4号中「63,420円」を「71,200円」に改め、同項第5号中「74,610円」を「83,760円」に改め、同項第6号中「89,530円」を「100,520円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「100,720円」を「113,080円」に改め、同項第8号中「126,830円」を「142,400円」に改め、同項第9号中「130,560円」を「146,580円」に改め、同項第10号中「141,750円」を「159,150円」に改め、同項第11号中「152,940円」を「171,710円」に改め、同項第12号中「164,130円」を「184,280円」に改め、同項第13号中「167,860円」を「188,460円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,850円」を「33,510円」に改める。

附則第12条第1項第6号ア中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

* * *

宮津市指定居宅介護支援等の事業に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第11号

宮津市指定居宅介護支援等の事業に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人(宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号イ及びエに掲げる者を除く。)とする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)に定める基準(次条に規定する記録の保存期間に係る基準を除く。)とする。

(記録の保存期間)

第5条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、省令第29条第2項各号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 指定居宅介護支援等の事業を行う事業所の管理者及び従業者は、暴排条例第2条第2号に規

定する暴力団員であってはならない。

- 2 前項の事業所は、その運営について暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第7条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条に規定する記録であって、平成30年3月31日までに完結したものについては、同条の規定にかかわらず、その保存期間は2年間とする。

* * *

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第12号

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例(平成25年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項各号」を加える。

第4条中「第20号」の次に「。以下「暴排条例」という。」を加える。

第5条中「法第78条の4」を「法第78条の2の2第1項各号、第78条の4」に、「次条及び第7条」を「次条から第9条まで」に改める。

第6条中「第36条第2項各号」の次に「(省令第37条の3において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条中「並びに」の次に「法第78条の2の2第1項各号並びに」を加え、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(暴力団の排除)

第7条 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の管理者及び従業者は、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

- 2 前項の事業所は、その運営について暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第8条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者又は入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(宮津市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宮津市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改め、「基準は」の次に「、次条及び第5条に定めるもののほか」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(暴力団の排除)

第4条 地域包括支援センターの職員は、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

2 地域包括支援センターは、その運営について暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第5条 地域包括支援センターは、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対して研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(宮津市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 宮津市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第20号」の次に「。以下「暴排条例」という。」を加える。

第4条中「次条に定める」を「次条から第7条までに定める」に改める。

第5条の次に次の2条を加える。

(暴力団の排除)

第6条 指定介護予防支援等の事業を行う事業所の管理者及び従業者は、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第7条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(宮津市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 宮津市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第20号」の次に「。以下「暴排条例」という。」を加える。

第4条中「次条及び第6条」を「次条から第8条まで」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(暴力団の排除)

第6条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の管理者及び従業者は、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第7条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者又は入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1項を加える。

- 4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市学校給食費徴収条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第14号

宮津市学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、宮津市立小学校条例（昭和39年条例第17号）第1条に規定する小学校（宮津小学校、栗田小学校、吉津小学校及び府中小学校に限る。以下「小学校」という。）及び宮津市立中学校設置条例（昭和39年条例第18号）第1条に規定する中学校（以下「中学校」という。）を対象として実施するセンター方式による学校給食（複数の学校の給食を一括して調理及び配送等を行い提供する給食をいう。以下単に「学校給食」という。）に係る学校給食費（法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の徴収)

第2条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び教職員等から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。

- (1) 小学校児童の保護者 年額48,000円
- (2) 中学校生徒の保護者 年額51,600円
- (3) 小学校及び中学校の教職員等 年額51,600円

(学校給食費の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

(学校給食費の納入)

第5条 学校給食費は、規則で定める日までに納入しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行し、平成30年8月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。
- 2 平成30年度における第3条の規定の適用については、「48,000円」とあるのは「32,000円」と、「51,600円」とあるのは「34,400円」と読み替えるものとする。

* * *

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第15号

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法人（）」を「法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。ただし、「」に改め、「イ及びエ」及び「）」とする。」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第16号

宮津市議会議員定数条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員定数条例（昭和53年条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第51条第3項」を「第51条第5項」に、「第55条」を「第55条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第37条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第51条第7項中「第55条第2項」を「第55条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところ

ろにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第55条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第55条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第55条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第53条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第55条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第55条に次の2項を加える。

5 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第55条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第55条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第53条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第55条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第56条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第57条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第2条の2第1項中「第51条第3項」を「第51条第5項」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、同条第2項中「第55条」を「第55条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第2条の3第1項中「第55条に」を「第55条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第6条の4第3項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第4項第2号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第5項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第6項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第7項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第8項中「附則第7条第6項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第10項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第

24項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第13項」に改める。

附則第7条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第8条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第9条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第16条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第17条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第17条の2の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第18条中「第17項」の次に「、第20項」を加え、「第28項、第32項、第36項、第37条若しくは第42項」を「第27項、第31項、第35項、第42項、第44項若しくは第48項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第55条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第18号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第23条中「540,000円」を「580,000円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第3号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条財政課予算係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条企画政策課企画調整係の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 行政改革に関すること。

(6) 世界遺産登録の総合調整に関すること。

第8条企画政策課環境交通政策係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条観光定住課観光振興係の項第5号中「北前船によるまちづくり」を「日本遺産の活用」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第4号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

4 職員を昇格させた場合において、第1項の規定によることが著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者があらかじめ市長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

別表第5ア行政職給料表の項の表中

78		78	66
79		79	67
80		80	68
81		81	69
82		82	70
83		83	71
84		84	72
85		85	73

を

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第5号

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成27年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年額100万円」を「1学年分につき100万円を上限」に改める。

第3条中「2名（うち1名は、申請者の父若しくは母又はこれに代わる者）」を、「1名」に改める。

第5条の見出し中「方法」を「請求」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前条に規定する月の10日（特に市長が指定したときは、その日）までに」を「前条の貸与の決定の通知を受けた後、速やかに」に改め、同項を同条第1項とする。

第6条の見出し中「及び貸与の停止」を削り、同条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 修学の見込みがなくなったとき。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第6号

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、法第46条の指定居宅介護支援事業者」を加える。

第2条中「第78条の2第1項」の次に「、第79条第1項」を加える。

第7条を第8条とする。

第6条中「第78条の11」の次に「、第85条」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「前3条」を「前4条」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「第78条の5第1項」の次に「、第82条第1項」を加え、同条第2項中「第78条の5第2項」の次に「、第82条第2項」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
(指定の更新)

第3条 法第79条の2第1項並びに法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、指定更新申請書によるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

予防接種費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第7号

予防接種費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

予防接種費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則(平成26年規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「をいう。)」の次に「及び同月1日から同月31日までの間における75歳に達しない者(昭和19年3月2日から同年4月1日までの間に生まれた者に限る。)」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第8号

宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則(平成4年規則第12号)の一部を次のように改正する。
第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市学校給食費徴収条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第9号

宮津市学校給食費徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市学校給食費徴収条例(平成30年条例第14号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施予定回数)

第2条 一の年度において学校給食の実施を予定する回数(以下「年間実施予定回数」という。)は、小学校にあっては190回、中学校にあっては175回とする。

(学校給食費の額の決定及び通知)

第3条 市長は、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、速やかに保護者に通知するものとする。

(学校給食費の過誤納金の取扱い)

第4条 市長は、保護者の過誤納に係る学校給食費(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅

滞なく還付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき保護者に未納の学校給食費があるときは、過誤納金を当該学校給食費に充当することができる。

(学校給食費の精算及び調整)

第5条 市長は、次に掲げる場合において、1食当たりの単価を小学校にあつては250円、中学校にあつては290円として、条例第3条に規定する学校給食費の額を精算するものとする。

- (1) 学校給食の年間実施回数が、年間実施予定回数を下回る場合又は年間実施予定回数を上回る場合
- (2) 学校給食を受ける児童又は生徒（以下「児童等」という。）の欠食（児童等が感染症による出席停止又は入院等やむを得ない事情による場合にあつては、当該事実が分かった日から起算して3日目からを、その他やむを得ない事情で長期欠席した場合にあつては、その都度、学校等と協議して決定した日からを欠食とする。）がある場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第3条に規定する学校給食費の額を変更する等の必要な調整を行うことができる。

- (1) 転入、転出その他の事由により、児童等が年度の途中から学校給食の提供を受け、又は受けることができないとき。
- (2) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により、児童等が学校給食の一部又は全ての提供を受けることができないとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(学校給食費の減免)

第6条 条例第4条に規定する市長が特別の理由があると認める場合は、災害その他の理由により保護者が学校給食費を納付することが困難であると認めるときとする。

(学校給食費の納入)

第7条 条例第5条の規則で定める日は、児童等が学校給食を受ける年度の4月から翌年3月までの毎月末日とし、第3条に規定する学校給食費の額は、小学校にあつては1月当たり4,000円、中学校にあつては1月当たり4,300円、教職員等にあつては1月当たり4,300円を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時に学校給食の提供を受けようとする者は、1食あたり290円の学校給食費を納付するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年8月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

告 示

宮津市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年4月4日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があつたので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があつた事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>

氏名 井上 康 博

3 変更年月日 平成30年2月25日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成30年3月2日

宮津市長 井上 正 嗣

* * *

宮津市告示第11号

宮津市地域福祉推進計画協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月6日

宮津市長 井上 正 嗣

宮津市地域福祉推進計画協議会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域福祉推進計画協議会設置要綱（平成28年告示第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市地域福祉計画推進協議会設置要綱

第1条中「として策定した宮津市地域福祉推進計画の」を「を策定し、」に、「宮津市地域福祉推進計画協議会」を「宮津市地域福祉計画推進協議会」に改める。

第2条第1号中「宮津市地域福祉推進計画」を「地域福祉計画」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第12号

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月6日

宮津市長 井上 正 嗣

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成27年告示第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資」を「次に掲げる融資」に、「額」を「額（イに掲げる融資にあっては、当該融資に替えてアに掲げる融資を利用したとした場合における利息に相当する額とイに掲げる融資に係る利息に相当する額のいずれか少ない額）」に改め、同号に次のように加える。

ア 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

イ 大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建に必要な資金の調達に係る融資として市長が別に定める融資

第4条第1項中「第2条第1号ウに該当する大規模自然災害により被害を受けた被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主を支援対象者とする」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年10月21日以後に発生した災害について適用する。

* * *

宮津市告示第13号

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月6日

宮津市長 井上 正 嗣

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市役所地区連絡所設置要綱（昭和60年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午前10時から午後3時まで」を「午前9時から午後2時まで（世屋地区連絡所にあつては午前10時から午後3時まで）」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第14号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成30年3月12日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第135号

- (1) 名 称 浦川設備工業株式会社
- (2) 所 在 地 舞鶴市字万願寺382番地7
- (3) 代 表 者 代表取締役 浦川 博 司
- (4) 指定期間 平成30年3月12日から平成34年12月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第15号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成30年3月15日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第136号

- (1) 名 称 株式会社北浦工業所
- (2) 所 在 地 長岡京市勝竜寺巡り原13番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 久保 俊 介
- (4) 指定期間 平成30年3月15日から平成34年12月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第16号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成30年3月23日

宮津市長 井上正嗣

1 宮津市B&G海洋センター（宮津市字田井337番地の1）

- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
 名 称 公益社団法人京都府青少年育成協会
 代表者 会長 勝 間 喜一郎
 所在地 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 宮津市農産物等直売所（宮津市字浜町3008番地）

- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
 名 称 ハマカゼプロジェクト株式会社
 代表者 代表取締役 坂 本 亮
 所在地 宮津市字白柏1293番地
- (2) 指定期間 平成30年4月1日から平成32年7月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第17号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

宮津市長 井上正嗣

1. 利用料金

運動公園利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額
施設	宮津市民球場	1面	1時間	1,800円
	宮津市民グラウンド	全面	1時間	600円
		1/2面	1時間	400円
	宮津市民テニスコート	第1	1面	1時間
第2		1面	1時間	200円

- 1 定期利用団体に登録した団体（1か月間の使用回数が概ね3回以上の団体等であらかじめ指定管理者が登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。（第2テニスコート除く）

（注）営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍の額とする。

付属設備利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額	
付属設備	宮津市民球場付属電気施設	一式	1時間	400円	
	夜間照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1時間	4,000円
			南面	1時間	2,200円
			北面	1時間	1,800円
			宮津市民テニスコート	1面	1時間
	放送設備	一式	1時間	200円	
	天幕	1張	1日	500円	
	長机	1脚	1日	50円	
	椅子	1脚	1日	30円	
	シャワー		1回	100円	
コインロッカー		1回	100円		

- 1 定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。（シャワー、コインロッカー除く。）

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第18号

世屋高原家族旅行村の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市世屋高原家族旅行村条例施行規則（平成17年規則第30号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

宮津市長 井上正嗣

1. 利用料金

区分	使用の単位		利用料金の額
レクリエーションセンター	研修室	3時間以内	2,000円
		6時間以内	4,000円
		6時間を超える1時間を増すごとに	500円
	厨房	半日（6時間以内）	2,000円
		全日	3,000円

ケビン	1棟1泊につき		10,800円	
キャンプ場	1区画1泊につき		1,000円	
体験実習室	宿泊料	一般	3,500円	
		小・中学生	2,400円	
		幼児	実費	
	研修室	15畳	3時間以内	4,000円
			6時間以内	6,000円
		30畳	3時間以内	5,000円
			6時間以内	7,500円
		6時間を超える1時間を増すごとに		1,000円
		個室	一般	3時間以内
	6時間以内			1人につき600円
6時間を超える1時間を増すごとに	1人につき100円			
小・中学生及び幼児	3時間以内		1人につき150円	
	6時間以内		1人につき200円	
	6時間を超える1時間を増すごとに		1人につき50円	

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第19号

宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則（平成18年規則第9号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月27日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
宿泊利用料金 (1人1泊の室料)	一般	3,050円
	小学生及び中学生	2,550円
	幼児	900円

備考

- 1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 2 「幼児」とは、学齢に達しない者のうち1歳以上の者をいう。
- 3 1歳に満たない者については、宿泊利用料金を無料とする。

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第20号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成15年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び小学校の長期休業期間中」を「及び振替休業日並びに小学校の長期休業期間中」に、「午前8時」を「午前7時30分」に改める。

第4条第1号中「110人」を「112人」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、告示の日から施行し、改正後の同号の規定は、平成30年1月29日から適用する。

* * *

宮津市告示第21号

宮津市林業振興センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市林業振興センター条例施行規則（平成11年規則第28号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月28日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

使用場所及び区分	利用料金の額
研修室	1時間につき 300円
冷房料	1時間につき 300円
暖房料	1時間につき 300円

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第22号

宮津市海洋釣り場の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市海洋釣り場条例施行規則（平成2年規則第22号）第4条第3項の規定により告示する。

平成30年3月28日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

使用区分		利用料金の額	
釣りを目的として使用する場合	1人1回につき	一般	1,100円
		小学生及び中学生	550円
釣り以外を目的として使用する場合	1人1回につき	一般	220円
		小学生及び中学生	110円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第23号

宮津市福祉センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市福祉センター条例施行規則（昭和48年規則第17号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
大会議室	全 日 (午前9時から午後10時まで)	4,600円
	半 日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	1,400円
	夜 間 (午後5時から午後10時まで)	2,000円

会議室 作法展示室 娯楽室	全日 (午前9時から午後10時まで)	2,000円
	半日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	700円
	夜間 (午後5時から午後10時まで)	900円

2 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		使用の単位	利用料金の額
大会議室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
会議室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
作法展示室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
娯楽室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
老人憩の家	冷房料	1時間につき	100円
	暖房料	1時間につき	100円

3 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第24号

宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち自己負担	
					1割	2割
要介護1	6,450円	180円	500円	7,130円	713円	1,426円
要介護2	7,610円	180円	500円	8,290円	829円	1,658円
要介護3	8,830円	180円	500円	9,510円	951円	1,902円
要介護4	10,030円	180円	500円	10,710円	1,071円	2,142円
要介護5	11,240円	180円	500円	11,920円	1,192円	2,384円

備考

- 1 食費は1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 送迎なしの減算は、片道470円（うち自己負担は1割47円・2割94円）とする。
- 3 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者は、認知症加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき1割60円・2割120円）を徴収する。
- 4 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき1割60円・2割120円）を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 5 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として1日につき560円（うち自己負担は1日につき1割56円・2割112円）を徴収する。
- 6 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。

- 7 栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合は、1回につき50円(うち自己負担は1回につき1割5円・2割10円)を徴収する。(6か月に1回を限度)
- 8 自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADLの維持または改善の度合いが一定水準を超えた場合は、ADL維持等加算(I)として、1か月につき30円(うち自己負担は1か月につき1割3円・2割6円)を徴収する。さらに評価期間終了後も、評価・報告した場合は、ADL維持等加算(II)として、1か月につき60円(うち自己負担は1か月につき1割6円・2割12円)を徴収する。(IかIIのいずれか)
- 9 外部のリハビリ専門職が訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合は、生活機能向上連携加算として、1か月につき2,000円(うち自己負担は1か月につき1割200円・2割400円)を徴収する。(個別機能訓練加算を算定している場合は、1か月につき1,000円(うち自己負担は1か月につき1割100円・2割200円)を徴収する。)
- (2) 通所介護相当サービス利用料 (1か月につき)

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	生活機能向上グループ活動加算	計	左記のうち自己負担	
					1割	2割
要支援1	16,470円	720円	1,000円	18,190円	1,819円	3,638円
要支援2	33,770円	1,440円	1,000円	36,210円	3,621円	7,242円

備考

- 1 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1か月に2,400円(うち自己負担は1か月につき1割240円・2割480円)を徴収する。
- 3 運動器機能向上加算として1か月に2,250円(うち自己負担は1か月につき1割225円・2割450円)を算定する場合は、生活機能向上グループ加算は算定しない。
- 4 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第25号

宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則(平成6年規則第11号)第3条第3項の規定により告示する。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料 (1日につき)

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち自己負担	
					1割	2割
要介護1	6,450円	180円	500円	7,130円	713円	1,426円
要介護2	7,610円	180円	500円	8,290円	829円	1,658円
要介護3	8,830円	180円	500円	9,510円	951円	1,902円
要介護4	10,030円	180円	500円	10,710円	1,071円	2,142円
要介護5	11,240円	180円	500円	11,920円	1,192円	2,384円

備考

- 1 食費は1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 送迎なしの減算は、片道470円(うち自己負担は1割47円・2割94円)とする。
- 3 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者は、認知症加算として1日につき600円(うち自己負担は

- 1日につき1割60円・2割120円)を徴収する。
- 4 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円(うち自己負担は1日につき1割60円・2割120円)を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 5 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として1日につき560円(うち自己負担は1日につき1割56円・2割112円)を徴収する。
- 6 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。
- 7 栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合は、1回につき50円(うち自己負担は1回につき1割5円・2割10円)を徴収する。(6か月に1回を限度)
- 8 自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADLの維持または改善の度合いが一定水準を超えた場合は、ADL維持等加算(I)として、1か月につき30円(うち自己負担は1か月につき1割3円・2割6円)を徴収する。さらに評価期間終了後も、評価・報告した場合は、ADL維持等加算(II)として、1か月につき60円(うち自己負担は1か月につき1割6円・2割12円)を徴収する。(IかIIのいずれか)
- 9 外部のリハビリ専門職が訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合は、生活機能向上連携加算として、1か月につき2,000円(うち自己負担は1か月につき1割200円・2割400円)を徴収する。(個別機能訓練加算を算定している場合は、1か月につき1,000円(うち自己負担は1か月につき1割100円・2割200円)を徴収する。)

(2) 通所介護相当サービス利用料(1か月につき)

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	生活機能向上グループ加算	計	左記のうち自己負担	
					1割	2割
要支援1	16,470円	720円	1,000円	18,190円	1,819円	3,638円
要支援2	33,770円	1,440円	1,000円	36,210円	3,621円	7,242円

備考

- 1 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
 - 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1か月に2,400円(うち自己負担は1か月につき1割240円・2割480円)を徴収する。
 - 3 運動器機能向上加算として1か月に2,250円(うち自己負担は1か月につき1割225円・2割450円)を算定する場合は、生活機能向上グループ活動加算は算定しない。
 - 4 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。
- 2 適用年月日
平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第26号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 介護保険事業所番号 2672100092
- 2 事業所の名称 天橋の郷通所介護事業所
- 3 事業所の所在地 宮津市字獅子190番地の4
- 4 指定申請者 社会福祉法人北星会 理事長 今出陽一朗
- 5 主たる事務所の所在地 宮津市字宮村1277番地
- 6 代表者の氏名 今出陽一朗
- 7 代表者の住所 <省略>
- 8 指定年月日 平成30年4月1日

9 サービス事業の種類 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

* * *

宮津市告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 介護保険事業所番号 2672100043
- 2 事業所の名称 はまなす苑通所介護事業所
- 3 事業所の所在地 宮津市字由良1289番地の1
- 4 指定申請者 社会福祉法人北星会 理事長 今出陽一朗
- 5 主たる事務所の所在地 宮津市字宮村1277番地
- 6 代表者の氏名 今出陽一朗
- 7 代表者の住所 <省略>
- 8 指定年月日 平成30年4月1日
- 9 サービス事業の種類 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

* * *

宮津市告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 介護保険事業所番号 2672100068
- 2 事業所の名称 デイサービスセンター青嵐荘
- 3 事業所の所在地 宮津市字日置780番地
- 4 指定申請者 社会福祉法人成相山青嵐荘 理事長 石坪弘真
- 5 主たる事務所の所在地 宮津市字日置780番地
- 6 代表者の氏名 石坪弘真
- 7 代表者の住所 <省略>
- 8 指定年月日 平成30年4月1日
- 9 サービス事業の種類 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

* * *

宮津市告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 介護保険事業所番号 2672100019
- 2 事業所の名称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会
- 3 事業所の所在地 宮津市字鶴賀2085番地
- 4 指定申請者 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会 会長 細見節夫
- 5 主たる事務所の所在地 宮津市字鶴賀2085番地
- 6 代表者の氏名 細見節夫
- 7 代表者の住所 <省略>
- 8 指定年月日 平成30年4月1日
- 9 サービス事業の種類 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

* * *

宮津市告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672100167 |
| 2 | 事業所の名称 | エリシオン天橋立 |
| 3 | 事業所の所在地 | 宮津市字万年小字赤岩1060番地の1 |
| 4 | 指定申請者 | 株式会社SANC 代表取締役 濱村徳士 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府長岡京市調子二丁目10番21号 |
| 6 | 代表者の氏名 | 濱村徳士 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

* * *

宮津市告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|-----------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672100068 |
| 2 | 事業所の名称 | ヘルパーステーション青嵐荘 |
| 3 | 事業所の所在地 | 宮津市字日置780番地 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人成相山青嵐荘 理事長 石坪弘真 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 宮津市字日置780番地 |
| 6 | 代表者の氏名 | 石坪弘真 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス） |

* * *

宮津市告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672100027 |
| 2 | 事業所の名称 | 天橋訪問介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 宮津市字惣420番地の1 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人北星会 理事長 今出陽一朗 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 宮津市字宮村1277番地 |
| 6 | 代表者の氏名 | 今出陽一朗 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス） |

* * *

宮津市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672100027 |
| 2 | 事業所の名称 | 天橋園通所介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 宮津市字惣420番地 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人北星会 理事長 今出陽一朗 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 宮津市字宮村1277番地 |
| 6 | 代表者の氏名 | 今出陽一朗 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

————— * * * —————

宮津市告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|---------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672000169 |
| 2 | 事業所の名称 | 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会岩滝事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字岩滝2272番地1 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会 会長 福田道徳 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字幾地908番地 |
| 6 | 代表者の氏名 | 福田道徳 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス） |

————— * * * —————

宮津市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|---------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672000144 |
| 2 | 事業所の名称 | 生活リハビリ道場 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7 |
| 4 | 指定申請者 | 特定非営利活動法人丹後福祉応援団 理事長 三井真理 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7 |
| 6 | 代表者の氏名 | 三井真理 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

————— * * * —————

宮津市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|-----------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672000193 |
| 2 | 事業所の名称 | ねもとリハ特化型通所介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字明石1262番地の1 |
| 4 | 指定申請者 | ねもとリハビリテーション株式会社 代表取締役 根本正容 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字明石1262番地の1 |
| 6 | 代表者の氏名 | 根本正容 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

————— * * * —————

宮津市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|-----------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2672000045 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンター岩滝あじさい苑 |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字弓木13番地の6 |
| 4 | 指定申請者 | 社会福祉法人与謝郡福祉会 理事長 古板利一 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7 |
| 6 | 代表者の氏名 | 古板利一 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

————— * * * —————

宮津市告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成30年3月29日

宮津市長 井上正嗣

- | | | |
|---|------------|----------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 2612000584 |
| 2 | 事業所の名称 | 医療法人南斗六星会デイサービスセンター |
| 3 | 事業所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字下山田99番地の3 |
| 4 | 指定申請者 | 医療法人南斗六星会 理事長 須川典亮 |
| 5 | 主たる事務所の所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字下山田99番地の3 |
| 6 | 代表者の氏名 | 須川典亮 |
| 7 | 代表者の住所 | <省略> |
| 8 | 指定年月日 | 平成30年4月1日 |
| 9 | サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

————— * * * —————

宮津市告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所と

して次のとおり指定した。

平成30年 3 月 29 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 介護保険事業所番号 2672000227
- 2 事業所の名称 デイサービスひまわり
- 3 事業所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字上山田500番地の1
- 4 指定申請者 特定非営利活動法人ふくし京丹後 理事長 梅 田 喬 嗣
- 5 主たる事務所の所在地 京都府京丹後市大宮町周枳347番地
- 6 代表者の氏名 梅 田 喬 嗣
- 7 代表者の住所 <省 略>
- 8 指定年月日 平成30年 4 月 1 日
- 9 サービス事業の種類 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

* * *

宮津市告示第40号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成30年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成30年 4 月 2 日から平成30年 5 月 31 日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民部税務課資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第41号

宮津会館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津会館条例施行規則（昭和63年規則第7号）第6条第3項の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

(1) 宮津会館利用料金

使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
使用区分		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
	大ホール	平日	61,200円	21,600円
	土曜日、日曜日及び休日	73,500円	26,000円	36,000円
ホワイエ（1階 又は2階）	平日	15,400円	5,300円	7,200円
	土曜日、日曜日及び休日	18,500円	6,400円	8,700円
ホワイエ（全階）	平日	20,400円	7,200円	9,600円
	土曜日、日曜日及び休日	24,500円	8,700円	12,400円

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
使用区分		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	平日	11,360円	4,320円	6,000円
	土曜日、日曜日及び休日	13,650円	5,200円	7,200円
ホワイエ（1階又は2階）	平日	2,860円	1,060円	1,440円
	土曜日、日曜日及び休日	3,430円	1,280円	1,740円
ホワイエ（全階）	平日	3,780円	1,440円	1,920円
	土曜日、日曜日及び休日	4,550円	1,740円	2,480円

備考

- 1 大ホールについては、舞台及び楽屋の利用に限定し、客席の利用はしない。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用が無い場合に限る。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	冷 房 料	4,500円	1,800円	1,800円

備考

- 1 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、1時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(3) 付属設備利用料金

区分	品 名	単 位	利用料金	備 考
舞台 設備	展示用パネル	1 枚	100円	
	金びょうぶ	1 双	1,500円	
	グランドピアノ	1 台	11,000円	調律別
	所作台	一式	3,000円	
	平台	一式	1,000円	

	演台	1台	500円		
	司会者用演台	1台	300円		
	花台	1台	100円		
	花瓶	1個	100円		
	演壇	1台	200円		
	指揮者台	1台	300円		
	指揮者譜面台	1台	300円		
	高座座布団	1枚	200円		
	紗幕	1枚	1,000円		
	奏者譜面台	1台	100円		
	スモークマシン	1台	2,000円		
	映写スクリーン	1枚	500円		
	地がすり	1枚	500円		
	毛せん	1枚	300円		
	上敷	1枚	100円		
	コントラバス椅子	1脚	100円		
照明 設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料		
	照明(A)セット	一式	5,000円	ボーダーライト 2列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式	
	照明(B)セット	一式	20,000円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾンライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 2列	
	サスペンションライト	1灯	200円		
	エフェクトマシン	一式	3,000円		
	平凸ベビーライト	1台	500円		
	E・Sスポットライト	1台	500円		
	ホリゾンライト (ロア又はアッパー)	各1列	2,500円		
	シーリングライト	一式	2,000円		
	フロントサイドライト	一式	2,000円		
	フットライト	1列	1,000円		
	フットスポットライト	一式	1,000円		
	ピンスポットライト	1台	2,000円		
	ステージサイドライト	1台	1,000円		
	ボーダーライト	1列	2,000円		
	ミラーボール	1台	500円		
	波マシン	1台	1,000円		
	オーロラマシン	1台	1,000円		
	ストロボマシン	1台	1,000円		
	星球	一式	1,000円		
	ライトスタンド	1本	100円		
	音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー

チャンネル	1チャンネル	1,000円		
PA装置8チャンネル (マイク付)	一式	15,000円		
テープ レコー ダー	オープン	1台	3,000円	
	カセット	1台	1,500円	
プレー ヤー	レコード	1台	1,500円	
	コンパクト ディスク	1台	1,500円	
	ミニディスク	1台	2,000円	
マイク ロホン	ダイナミック型	1本	700円	チャンネル料別
	コンデンサー型	1本	1,500円	
	ワイヤレス	1本	2,000円	
	エレベーター (ダイナミック型 付)	1本	2,000円	
	吊マイク装置 (マイク別)	一式	1,500円	
マイクスタンド	1本	100円		
スピー カー	ステージ用	1台	500円	
	モニター用	1台	1,000円	
	カラム	1台	2,000円	
エフェクト装置	一式	1,000円		
反射板装置	一式	5,000円		
持込器具	1KW	300円		

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 3 照明用色フィルター、録音用テープ、ミニディスク及びスモーク液の提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台 設備	グランドピアノ	1台	2,200円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明 設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー
	モニタースピーカー	1台	200円	
	反射板装置	一式	1,000円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第42号

宮津市B & G海洋センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市B & G海洋センター条例施行規則（平成29年規則第24号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
高校生以下	1,000円	1,500円	1,500円	3,600円
一般	2,000円	3,000円	3,000円	7,200円

備考

- 区分は、主たる使用者により行う。
- 「高校生」とは、高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生及びこれらの者に準じる者をいう。
- 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。
- 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 使用時間の繰り上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(2) 体育館冷暖房装置利用料金

区分	利用料金
冷房料	1時間につき 1,000円
暖房料	1時間につき 1,000円

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第43号

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和59年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及びくらしの資金貸付金回収金」を「、くらしの資金貸付金回収金及び学校給食費」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年8月1日以後に実施する宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）に規定する学校給食に係る学校給食費について適用する。

* * *

宮津市告示第44号

宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱等を廃止する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱等を廃止する要綱次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱（平成28年告示第20号）
- (2) 平成28年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱（平成28年告示第99号）
- (3) 宮津市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱（平成28年告示第100号）
- (4) 宮津市臨時福祉給付金（経済対策分）支給要綱（平成28年告示第123号）

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第45号

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年告示第111号）の一部を次のように改正する。第5条中「対象者」を「要支援者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該選任された成年後見人等が要支援者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合には、助成の対象としない。

第6条中「対象者」を「要支援者」に改める。

第7条第1項中「対象者」を「要支援者」に改め、「添えて」の次に「報酬付与の審判が確定した日から起算して1年以内に」を加える。

第8条及び第9条中「対象者」を「要支援者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に報酬付与の審判が確定したものについて適用し、同日前に報酬付与の審判が確定したものについては、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第46号

宮津市障害者相談員設置要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者相談員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある者又はその保護者等からの相談に応じ、更生のために必要な援助を行い、もって障害のある者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2に規定する知的障害者相談員及び精神障害者相談員（以下「相談員」と総称する。）を置く。

(委嘱)

第2条 相談員は、社会的信望があり、障害のある者の更生援護に熱意と識見を有する者で、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の実情に精通したもののうちから、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 障害のある者の生活等に関する相談に応じ、助言その他必要な援助を行うこと。
- (2) 障害のある者の就学、就労、保健・医療・福祉サービスの利用等に関し、必要な情報の提供及び関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (3) 障害及び障害のある者に対する市民の理解を深めるため、関係機関と連携し、人権尊重の意識の普及に努めること。
- (4) その他前3号に附帯する業務を行うこと。

2 相談員は、前項に掲げる職務の遂行状況について毎年3月末に活動報告書を市長に提出するものとする。

(定数)

第4条 相談員の定数は、6人以内とする。

(任期等)

第5条 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期満了前に相談員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) その他市長が相談員としての適格性を欠くと認めたとき。

(活動費)

第6条 市長は、相談員に対し、相談員の活動費として、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

2 前項の謝金は、相談員1人につき年3万円以内とし、委嘱期間に1年に満たない端数の期間がある場合における謝金の額は、月割をもって計算する。

(遵守事項)

第7条 相談員は、活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉事務所、民生委員等の関係機関と連携を密にすること。
- (2) 障害者相談員証を携行すること。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。任期が満了し、又は任期満了前に解嘱された後も、また同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、活動報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(宮津市身体障害者相談員設置事業実施要綱及び宮津市知的障害者相談員事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 宮津市身体障害者相談員設置事業実施要綱（平成24年告示第117号）
- (2) 宮津市知的障害者相談員設置事業実施要綱（平成24年告示第118号）

* * *

宮津市告示第47号

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱（平成26年告示第112号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級が1級から3級までのもの

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第48号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）

第4条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、第1号生活支援事業及び一般介護予防事業について、前項第2号又は第3号に掲げる方法により実施することができる。

第7条第2項中「法第59条の2」を「法第59条の2第1項」に改め、「居宅要支援被保険者等」の次に「(次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費（訪問型サービスA及び通所型サービスAに係る第1号事業支給費を除く。）について第1項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第8条第2項中「法第59条の2」を「法第59条の2第1項」に改め、「事業対象者」の次に「(次項に規定する事業対象者を除く。)」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である事業対象者に係る第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

別表第1中

「

介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）	訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	有資格の訪問介護員による身体介護及び生活援助のサービス
		訪問型サービスA	有資格の訪問介護員又は一定の研修受講者による生活援助サービス
		訪問型サービスC	閉じこもり予防、改善等を目的とした、保健師その他の保健又は医療の専門職により提供されるサービス（提供期間は、6箇月間を限度とする。）
	通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス	入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援並びに身体機能の維持及び向上を目的とした機能訓練等のサービス
		通所型サービスA	運動、レクリエーション活動等により日常生活機能の維持及び向上を目的としたサービス
		通所型サービスC	リハビリテーション専門職等が行う身体機能の維持及び向上のための機能訓練を3箇月間集中

		的に提供するサービス(利用期間は、6箇月を限度とする。)	を
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント	居宅要支援被保険者等に対し、介護予防を目的として、その状態等にあった適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう行う、サービス事業の利用に係るケアマネジメント	

介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)	訪問型サービス(第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス(訪問介護員等によるサービス)	有資格の訪問介護員による身体介護及び生活援助のサービス	に
		訪問型サービスA	有資格の訪問介護員又は一定の研修受講者による生活援助サービス	
		訪問型サービスC	閉じこもり予防、改善等を目的とした、保健師その他の保健又は医療の専門職により提供されるサービス(提供期間は、6箇月間を限度とする。)	
	通所型サービス(第1号通所事業)	通所介護相当サービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)	入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援並びに身体機能の維持及び向上を目的とした機能訓練等のサービス	
		通所型サービスA	運動、レクリエーション活動等により日常生活機能の維持及び向上を目的としたサービス	
		通所型サービスC	リハビリテーション専門職等が行う身体機能の維持及び向上のための機能訓練を3箇月間集中的に提供するサービス(利用期間は、6箇月を限度とする。)	
	その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)	配食サービス	栄養の改善を目的として、一人暮らし高齢者等への見守りとともに配食を行うサービス	
	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント	居宅要支援被保険者等に対し、介護予防を目的として、その状態等にあった適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう行う、サービス事業の利用に係るケアマネジメント	

改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第49号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関

する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱（平成29年告示第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第39条の3」に改める。

第4条中「第20号」の次に「。以下「暴排条例」という。」を加える。

第6条第2項中「、指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）」、「、指定訪問介護相当サービスの事業と指定介護予防訪問介護（旧介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」及び「、指定介護予防訪問介護」を削る。

第2章第4節中第39条の次に次の2条を加える。

（暴力団の排除）

第39条の2 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者及び訪問介護員等は、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。

（人権の擁護及び虐待の防止）

第39条の3 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その訪問介護員等に対して研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第48条中「第39条まで」を「第39条の3まで」に、「及び第31条」を「、第31条、第39条の2及び第39条の3」に改める。

第53条第1項第3号中「、指定介護予防通所介護事業者（旧介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」、「、指定通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護（旧介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」及び「、指定介護予防通所介護」を削る。

第64条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第38条まで、第39条の2及び第39条の3」に、「第25条中」を「第25条、第39条の2及び第39条の3中」に改める。

第70条中「、指定介護予防通所介護事業者」、「、指定通所型サービスAの事業と指定介護予防通所介護の事業」及び「、指定介護予防通所介護」を削る。

第75条中「及び第57条から第62条まで」を「、第57条から第62条まで、第39条の2及び第39条の3」に、「第25条中」を「第25条、第39条の2及び第39条の3中」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第50号

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱
社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱（平成12年告示第86号）の一部
を次のように改正する。

第2条第1項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第18号までを2号ずつ
繰り上げ、同条第2項中「第14号」を「第12号」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第51号

宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市まちづくり補助金交付要綱（平成20年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条のまちづくり活動を支援し、地域の活性化を図るため、当該活動を実施する団体
等」を「に基づき、市と市民等との協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり活動を実施す
る団体」に改める。

第2条第1項中「団体等」を「団体」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 本市の知名度の向上に資すると認められる事業
- (2) 環境保全に資すると認められる事業
- (3) 子育て支援に資すると認められる事業
- (4) 住民相互で助け合う共助型福祉に資すると認められる事業
- (5) 防災・防犯に資すると認められる事業
- (6) 地域の美化に資すると認められる事業
- (7) 地域産業の振興に資すると認められる事業
- (8) 地域商業の活性化に資すると認められる事業
- (9) 農村・都市交流に資すると認められる事業
- (10) 地域スポーツの振興に資すると認められる事業
- (11) 地域文化の振興に資すると認められる事業
- (12) 地域の歴史、伝統又は文化の伝承・継承に資すると認められる事業
- (13) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化に資すると認められる事業

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第52号

宮津市婚活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市婚活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市婚活支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「独身の男女」を「者」に、「異性間の交渉能力を向上させるための」を「異
性とのコミュニケーション能力の向上等を目的とする」に改め、同条第2項中「要件」の次に「(前
項第2号にあっては第4号を除く。)」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 補助対象団体の会員のみの参加等、公益性を有しないものでないこと。

第4条ただし書中「報償費」の次に「及び補助対象団体の運営に係る経常的な経費」を加える。
別表消耗品費の項中「必要な消耗品」の次に「(景品、記念品等を除く。)」を加える。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第53号

宮津市観光振興事業補助金交付要綱及び宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市観光振興事業補助金交付要綱及び宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

(宮津市観光振興事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 宮津市観光振興事業補助金交付要綱(平成10年告示第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び同条第3項」を削る。

(宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第2条 宮津市温泉施設整備資金利子補給金交付要綱(平成19年告示第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

* * *

宮津市告示第54号

宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱(平成24年告示第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市長は、宮津市立の小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)並びに与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校(以下「橋立中学校」という。)において実施する漢字検定について、児童生徒の言語活動の基礎となる語彙力の向上を図るため、当該漢字検定の受検に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「漢字検定」とは、財団法人日本漢字能力検定協会(以下「検定協会」という。)が実施する日本漢字能力検定をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市立小中学校及び橋立中学校の児童生徒(以下単に「児童生徒」という。)の保護者とする。ただし、橋立中学校においては、本市に住所を有する生徒の保護者を対象とする。

(検定級)

第4条 児童生徒が受検する漢字検定の検定級(以下単に「検定級」という。)は、原則として次表に掲げるとおりとする。ただし、児童生徒が同表に掲げる検定級以外の検定級の受検を希望する場合は、準2級までを受検することができる。

区分	学年	検定級
----	----	-----

宮津市立小学校	第4学年	7級
	第6学年	5級
宮津市立中学校及び橋立中学校	第2学年	4級

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する児童生徒が受検する検定級に応じて検定協会が定める検定料の全額とする。

(交付申請)

第6条 市立小中学校において、補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請その他これに係る一切の事務を当該学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、市長が別に定める期日までに、宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に漢字検定料受検児童生徒名簿を添付し、教育委員会（以下「委員会」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

3 橋立中学校において、補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、申請書を委員会を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の額を決定し、学校長に通知するものとする。

2 前条第3項の申請書を受理した場合における補助金の額の決定及び通知については、規則第5条及び第6条に規定するところによる。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第55号

宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱

宮津市立中学校英語検定料補助金交付要綱（平成25年告示第29号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市長は、宮津市立中学校（以下「市立中学校」という。）及び与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校（以下「橋立中学校」という。）において実施する英語検定について、外国語活動、外国語科の学習に対する意欲の向上、主体的な学習態度の育成を図るため、当該英語検定の受験に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会（以下「検定協会」という。）が実施する実用英語技能検定をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市立中学校及び橋立中学校の生徒（以下単に「生徒」という。）の保護者とする。ただし、橋立中学校においては、本市に住所を有する生徒の保護者を対象とする。

(検定級)

第4条 生徒が受験する英語検定の検定級(以下単に「検定級」という。)は、原則として次表に掲げるとおりとする。ただし、生徒が同表に掲げる検定級以外の検定級の受験を希望する場合は、準2級までを受験することができる。

区分	学年	検定級
市立中学校及び橋立中学校	第1学年	5級
	第3学年	4級

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する生徒が受験する検定級に応じて検定協会が定める検定料の全額とする。

(交付申請)

第6条 市立中学校において、補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請その他これに係る一切の事務を当該学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、市長が別に定める期日までに、宮津市立中学校等英語検定料補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に英語検定料受験生徒名簿を添付し、教育委員会(以下「委員会」という。)を経由して市長に提出しなければならない。

3 橋立中学校において、補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、申請書を委員会を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の額を決定し、学校長に通知するものとする。

2 前条第3項の申請書を受理した場合における補助金の額の決定及び通知については、規則第5条及び第6条に規定するところによる。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第56号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 結核

2 予防接種の対象者の範囲

生後12月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(5) 不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成30年4月17日(火)	平成30年10月16日(火)
平成30年5月15日(火)	平成30年11月20日(火)
平成30年6月19日(火)	平成30年12月18日(火)
平成30年7月17日(火)	平成31年1月15日(火)
平成30年8月21日(火)	平成31年2月19日(火)
平成30年9月18日(火)	平成31年3月19日(火)

- 7 予防接種を行う場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(宮津阪急ビル4階)

* * *

宮津市告示第57号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)
 - 第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回(20日以上、標準的には20日から56日までの間隔)
 - 第1期追加1回
 - 第2期 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加 (四種混合:ジフ テリア・百日せ き・破傷風・不活 化ポリオ)	第1期初回・ 追加(三種混 合:ジフテリ ア・百日せ き・破傷風)	第2期 (二種混 合:ジフ テリア・ 破傷風)	不活化 ポリオ
味見真弓	味見診療所	○	○	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
曾根淳史	宮津武田病院	○	/	/	/
坂野勉					
中村智樹					
石黒稔					
荒川昌昭					

中川長雄	中川医院	○	○	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○	○
浪江和生 今井敏雄	浪江医院	○	○	○	○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
林信昌	養老診療所	/		○	/
宮地高弘 宮地道弘	宮地医院	○	○	○	○
山根行雄	山根医院	○	○	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須川典亮	須川医院	○	○	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日置潤也	日置医院	○	○	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮地道弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第58号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - 第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所

今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地医院
宮地道弘	
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第59号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 日本脳炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）
 第1期追加1回（初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）
 第2期1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者

味見真弓	味見診療所	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
西原寛	西原医院		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
宮地高弘	宮地医院	○	○
宮地道弘			
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○
宮地道弘	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第60号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ヒブ感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上、標準的には、27日（医師が認めた場合は20日）から56日までの間隔）
追加1回（初回接種終了後7月以上、標準的には、7月から13月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所

石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第61号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数
初回3回（標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。）
追加1回（生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック

堀川 義治	宮津市由良診療所
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
宮地 道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第62号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
佐藤 昌平	佐藤医院
曾根 淳史	宮津武田病院
坂野 勉	
中村 智樹	
石黒 稔	
荒川 昌昭	中川医院
中川 長雄	
中川 嘉洋	
西原 寛	西原医院

堀川 義治	宮津市由良診療所
宮地 高弘	宮地医院
宮地 道弘	
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
宮地 道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第63号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（追加接種は、初回接種後3月以上、標準的には6月から12月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江 和生	浪江医院
今井 敏雄	
堀川 義治	宮津市由良診療所
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院

岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第64号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 B型肝炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 1歳に至るまでの間にある者
 - ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回（27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院

鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
宮地 道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第65号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 平成30年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
 - (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。
 なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
 また、平成30年度末において年齢が75歳の者で、平成31年3月1日以降に接種したものについては、1,000円とする。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
曾根 淳史	宮津武田病院
坂野 勉	
中村 智樹	
石黒 稔	
荒川 昌昭	中川医院
中川 長雄	
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原 寛	西原医院
宮地 高弘	宮地医院
宮地 道弘	
堀川 義治	宮津市由良診療所
林 信昌	養老診療所

山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
衣川磐	衣川整形外科医院
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

* * *

宮津市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2065番地の4

氏名 WILLER TRAINS株式会社

* * *

宮津市告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2

氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 小田仁和

* * *

宮津市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏名 公益社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 小田浩貴

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字須津1974番地

氏名 株式会社鶴賀清掃社

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	南 幸 一 郎
	河 島 富 雄
	富 田 久 雄
	本 間 泉
	松 岡 照 幸
	河 島 紘 三
	熊 田 祐 子
	山 下 大 輔
	ヤノ株式会社
	羽 淵 扶 喜 男
	内 藤 博 子

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住 所	氏 名
	有限会社白数薬局
	有限会社島崎元水堂
	有限会社梅徹商店
	坂 根 輝 代
	天橋立市場株式会社
	木 崎 靖 之
	武 田 利代子
	三 輪 修
	南 幸一郎
	株式会社フクヤ
	河 島 富 雄
	株式会社じょうけ
	ファミリーマート宮津天橋立インター店
	店長 吉 田 真 也
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店
	店長 和 田 浩
	株式会社山本金物店
	株式会社小野澤商店
	株式会社イナヨー
	三丹商事株式会社
	ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一
	小 室 春 子
	熊 田 祐 子
	小 西 義 光
	ヤノ株式会社
	株式会社黒岡
	糸 井 逸 枝
	山 下 大 輔
	白糸酒造株式会社
	羽 淵 扶喜男
	嶋 崎 春 男
	内 藤 博 子
	橋 本 八重乃
	島 崎 末 子
	小 林 隆 夫
	嶋 崎 忠 義
	関 一 雄
	浜 田 周 作
	酒 井 義 夫
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店
	店長 吉 井 秀 和
	株式会社にしがき
	京都生活協同組合丹後支部
	京都府漁業協同組合
	株式会社京洋
	株式会社太陽堂
	株式会社向陽

<省 略>

<省 略>	株式会社さとう
	コーナン商事株式会社
	ゴダイ株式会社

* * *

宮津市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2

氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字獅子崎1162番地

氏名 YMSほりかわ

代表者 堀川 義治

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15

氏名 株式会社 富士ダイナミクス大阪営業所

取締役大阪営業所長 長谷川 雅人

* * *

宮津市告示第76号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 文珠自治会 会長 山崎 進

* * *

宮津市告示第77号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収納事務受託者

住 所	氏 名
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	株式会社トラストバンク
大阪市中央区瓦屋町三丁目6番13号	株式会社サイネックス
東京都中央区日本橋二丁目2番1号	株式会社さとふる
東京都世田谷区玉川1-14-1楽天クリムゾンハウス	楽天株式会社

* * *

宮津市告示第78号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字河原1850番地	元結屋27 会長 大江昌嗣

* * *

宮津市告示第79号

市府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）、簡易水道使用料金、公共下水道使用料及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）の収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の2第1項の規定により告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収納事務受託者

住 所	氏 名
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セコマ
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン

* * *

宮津市告示第80号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置(部)課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	市民部 市民課		市民課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納 ごみ袋等販売代金(大型ごみ含む)の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納 し尿収集手数料の収納
	健康福祉部 地域福祉介護課		地域福祉介護課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料(障害者控除認定)の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料(コミュニティールーム及びクッキングルーム)の収納
	健康福祉部 社会福祉課		社会福祉課に所属する職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納
	建設部 上下水道課			上下水道使用料(水道事業分を除く。)の収納 受益者負担金の収納 水道加入負担金(水道事業分を除く。)の収納 設計図書交付料の収納(水道事業分を除く。) コピー使用料相当額の収納(水道事業分を除く。) 開閉栓手数料の収納(水道事業分を除く。) 設計審査手数料の収納(水道事業分を除く。)

				給水装置工事しゅん工検査手数料の収納（水道事業分を除く。） 排水管工事検査手数料の収納 水洗便器工事検査手数料の収納 指定工事業者指定手数料の収納 指定工事業者証交付手数料の収納
	教育委員会事務局 学校教育課		学校教育課 に所属する 職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 宮津市ふるさと応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納
	教育委員会事務局 社会教育課		社会教育課 に所属する 職員	宮津市史等頒布収入の収納 コピー使用料相当額の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（浜町ギャラリー）の収納
変更後	市民部 市民課	会計課長	市民課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納
	健康福祉部 地域福祉介護課		地域福祉介護課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定等）の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 福祉・教育総合プラザ使用料（コミュニティルーム及びキッチンルーム）の収納 老人ホーム入所者負担金の収納
	健康福祉部 社会福祉課		社会福祉課に所属する職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納 児童手当返還金の収納

建設部 上下水道課	上下水道課 に所属する 職員	受益者負担金の収納 設計図書交付料の収納(水道事業分を除く。) コピー使用料相当額の収納(水道事業分を除く。) 設計審査手数料の収納(水道事業分を除く。) 排水管工事検査手数料の収納 水洗便器工事検査手数料の収納 指定工事業者指定手数料の収納 指定工事業者証交付手数料の収納
教育委員会事務局 学校教育課	学校教育課 に所属する 職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 宮津市ふるさと応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納 学校給食費の収納
教育委員会事務局 社会教育課	社会教育課 に所属する 職員	コピー使用料相当額の収納 各施設使用料の収納 設計図書交付料の収納
教育委員会事務局 文化振興課	文化振興課 に所属する 職員	宮津市史等頒布収入の収納 福祉・教育総合プラザ使用料(浜町ギャラリー)の収納 設計図書交付料の収納

2 変更年月日 平成30年4月1日

* * *

宮津市告示第81号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、平成30年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月2日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <省略>
 氏名 内藤進介
- 3 変更年月日 平成30年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
 平成30年4月2日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <省略>
 氏名 濱崎利雄
- 3 変更年月日 平成30年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成30年4月2日

宮津市長 井上正嗣

訓 令

宮津市訓令甲第2号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成30年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程
 宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
 別表第3部長等共通専決事項の表第6項第2号中「給付費」の次に「支給費（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3に規定する第1号事業支給費に限る。）」を加える。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第13号
 公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
 平成30年3月8日

宮津市長 井上正嗣

（以下掲示済）

———— * * * ————

宮津市公告第14号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。
 平成30年3月13日

宮津市長 井上正嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字中野地内	平成30年4月15日 午前9時00分頃	10台

* * *

宮津市公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成30年3月15日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 平成30年3月15日
至 平成30年3月28日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

* * *

宮津市公告第16号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成30年3月16日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成30年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字喜多、小田及び中野の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字喜多、小田及び中野の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり

* * *

宮津市公告第17号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

平成30年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市字惣、波路、獅子崎、小田、喜多、江尻及び中野の各一部
（平面図 略）

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第1号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平

成10年水管規程第2号) 第10条の規定により告示する。
平成30年3月12日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

- 指定番号 宮水道指定第S18135号
- (1) 名称 浦川設備工業株式会社
 - (2) 所在地 舞鶴市字万願寺382番地7
 - (3) 代表者 代表取締役 浦川 博司

* * *

宮津市水道告示第2号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。
平成30年3月15日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

- 指定番号 宮水道指定第S18136号
- (1) 名称 株式会社北浦工業所
 - (2) 所在地 長岡京市勝竜寺巡り原13番地
 - (3) 代表者 代表取締役 久保 俊介

* * *

宮津市水道告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金の収納の事務を平成30年4月1日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。
平成30年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

収納事務受託者

住所	氏名
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グロースーツチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン

《規程》

宮津市水道事業管理規程第1号

宮津市浄水場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年3月31日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

宮津市浄水場管理規程の一部を改正する規程

宮津市浄水場管理規程（昭和60年水管規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「浄水係」を「水道整備係」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会

《規 則》

宮津市学校給食委員会規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市学校給食委員会規則

宮津市学校給食委員会規則（昭和29年教委規則第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 宮津市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）において、学校給食を適正かつ円滑に実施するため、学校給食の管理及び運営について必要な事項を調査及び審議する宮津市学校給食委員会（以下「給食委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) センター方式給食 複数の学校の給食を一括して調理及び配送等を行い提供する学校給食をいう。
- (3) 自校給食 当該学校敷地内の調理場において、単独で調理等を行い提供する学校給食をいう。
- (4) 給食実施校 前2号の規定による学校給食を実施する小中学校をいう。

（所掌事務）

第3条 給食委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議するものとする。

- (1) センター方式給食の実施に係る物資の選定及び物資納入業者の選定に関すること。
- (2) センター方式給食の実施に係る学校給食費に関すること。
- (3) 学校給食の実施に係る献立の作成に関すること。
- (4) 学校給食の実施に係る栄養の指導に関すること。
- (5) その他学校給食に関すること。

（組織）

第4条 給食委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、宮津市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 給食実施校の代表者
- (2) 給食実施校の栄養教諭等
- (3) 給食実施校の給食主任
- (4) 給食実施校のPTA代表
- (5) その他教育長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 給食委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、給食委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 給食委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 給食委員会に、次の部会を置く。

- (1) 食材調達部会
- (2) 献立作成部会

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 給食委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、給食委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会指導主事設置等に関する規則(昭和60年教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 指導主事の事務を総括する職として、総括指導主事を置くことができる。

第3条の見出しを「(所掌事務等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 総括指導主事は、上司の命を受け、指導主事の事務を総括する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 3 号

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 文化振興課

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 4 号

宮津市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮津市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の 2 に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。）の任用、勤務形態その他勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(任命等)

第 2 条 部活動指導員は、教育に関し識見を有し、かつ、中学校における部活動指導に関する専門的事項について教養と経験がある者のうちから宮津市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。

2 部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第 3 条 部活動指導員の職務は、次のとおりとし、中学校の校長の命によりその職務に従事するものとする。

(1) 部活動の顧問として技術的な指導を行うこと。

(2) 部活動における指導内容、生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について担当教諭等と日常的に情報交換を行うこと。

(3) その他部活動に関する専門的事項に関すること。

(服務)

第 4 条 部活動指導員の服務については、宮津市職員服務規程（昭和33年訓令甲第 9 号）による。

(任期等)

第 5 条 部活動指導員の任期は、任用した日の属する年度の末日までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、再任することができる。

2 教育長は、部活動指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期満了前に部活動指導員を解任することができる。

(1) 心身の故障等により職務の遂行ができなくなったとき。

(2) その他教育長が部活動指導員としての適格性を欠くと認めたとき。

(勤務形態)

第 6 条 部活動指導員の勤務時間は、原則として 1 日 2 時間とする。

2 部活動指導員の勤務日数は、原則として 1 週 4 日間以内とする。

(報酬及び費用弁償等)

第7条 部活動指導員の報酬及び費用弁償の支給方法等は、宮津市の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の定めるところによる。

(災害補償)

第8条 部活動指導員の公務上又は通勤による災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22
年法律第50号)に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第5号

宮津市立図書館運営規則の一部を改正する規則

宮津市立図書館運営規則(昭和58年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「宮津市内に居住する者又は市内」を「宮津市に住所を有する者若しくは宮津市内」
に改め、「通学する者」の次に「又は福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、伊根町若しくは与謝野
町に住所を有する者」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

《告 示》

宮津市教育委員会告示第6号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則(昭
和43年教委規則第1号)第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅 弘

1 利用料金

(1) 中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後 1時まで又は午後 1時から午後5時 まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する 場合	3,000円	1,000円	1,200円
	全面を使用する場合	6,000円	2,000円	2,400円
小 会 議 室		2,400円	800円	1,000円
談 話 室		1,300円	500円	600円
和 室		2,100円	700円	800円
体 験 学 習 室		2,400円	800円	1,000円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(2) 宮津分館利用料金

使用時間		利用料金	
		全日	半日
使用区分		午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで
	宮津分館	2,000円	1,200円

備考

- 1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 2 2日以上連続して利用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間		利用料金	
		全日	半日
連続利用日		午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで
	2日目	1,900円	1,140円
	3日目	1,800円	1,080円
	4日目	1,700円	1,020円
	5日目	1,600円	960円
	6日目	1,500円	900円
	7日目	1,400円	840円
	8日目	1,300円	780円
	9日目	1,200円	720円
	10日目	1,100円	660円
	11日目以降	1,000円	600円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

(1) 中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間			利用料金		
			全日	半日	夜間
使用区分及び場所			午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後1時 まで又は午後1時から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
	大会 議室	2分の1を使用 する場合	冷房料	2,100円	700円
暖房料			2,100円	700円	800円
全面を使用す る場合		冷房料	4,200円	1,400円	1,600円
		暖房料	4,200円	1,400円	1,600円

小 会 議 室	冷房料	1,800円	600円	700円
	暖房料	1,800円	600円	700円
談 話 室	冷房料	900円	300円	400円
	暖房料	900円	300円	400円
和 室	冷房料	1,600円	500円	600円
	暖房料	1,600円	500円	600円
体 験 学 習 室	冷房料	1,800円	600円	700円
	暖房料	1,800円	600円	700円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(2) 宮津分館冷暖房装置利用料金

使用区分	利用料金	
	全 日	半 日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで
冷 房 料	1,600円	900円
暖 房 料	1,600円	900円

備考

- 1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 2 2日以上連続して利用する場合の冷暖房装置利用料金は、次の表に定める額とする。

使用区分及び 使用時間	冷 房 料		暖 房 料	
	全 日	半 日	全 日	半 日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後 1時まで又は 午後1時から午後 5時まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後 1時まで又は 午後1時から午後 5時まで
連続利用日数				
2日目	1,520円	855円	1,520円	855円
3日目	1,440円	810円	1,440円	810円
4日目	1,360円	765円	1,360円	765円
5日目	1,280円	720円	1,280円	720円
6日目	1,200円	675円	1,200円	675円
7日目	1,120円	630円	1,120円	630円
8日目	1,040円	585円	1,040円	585円
9日目	960円	540円	960円	540円
10日目	880円	495円	880円	495円
11日目以降	800円	450円	800円	450円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

3 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第 7 号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第 8 号）第 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成30年 3 月30日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用区分		使用時間	利用料金			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
競技場	全面使用		3,600円	7,200円	9,000円	18,000円
	部分使用	競技場の2分の1を 使用する場合	1,800円	3,600円	4,500円	9,000円
		競技場の4分の1を 使用する場合	900円	1,800円	2,300円	4,500円
	剣道場		900円	1,800円	2,200円	4,500円
	柔道場		900円	1,800円	2,200円	4,500円
	多目的練習場		1,400円	2,300円	2,500円	5,600円
	トレーニング室（1人につき）		300円	300円	300円	—
	会議室		600円	800円	1,000円	2,200円
	健康体力相談室		400円	600円	800円	1,600円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区分	利用料金	備考
トレーニング室	半年会員	7,500円
	回数券（11回）	3,000円

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分	利用料金	
会議室	冷房料	1時間につき 300円
	暖房料	1時間につき 300円

(3) 付属設備利用料金

区分	単位	利用料金	備考

移動ステージ	一式 一日につき	20,000円	
バレーボール競技用具	1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具	1組 1日につき	200円	
テニス競技用具	1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具	1組 1日につき	1,000円	
ハンドボール競技用具	1組 1日につき	200円	
卓球競技用具	1組 1日につき	200円	
放送設備	一式 1日につき	1,500円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル	1枚 1日につき	100円	
コインロッカー	1回	50円	
電 光 器 具	システムカウンター 1台 1日につき	200円	操作盤
	ショットクロック 1台 1日につき	200円	
	スポーツタイマー 1台 1日につき	200円	
温水シャワー	1回	100円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー及び温水シャワーを除く。)

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第8号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用区分	使用時間	利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化 ホー ル	平日	21,600円	7,800円	10,800円
	土曜日、日曜日及び休日	26,400円	9,600円	13,200円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで 又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	文化ホール	平日 4,020円	1,560円	2,160円
	土曜日、日曜日及び休日	4,900円	1,920円	2,640円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 6 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	文化ホール	6,000円	2,000円	2,400円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	文化ホール	冷房料 20,000円	8,000円	8,000円
	暖房料	15,000円	6,000円	6,000円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分	利用料金		
	全日	半日	夜間
	午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
冷暖房利用	4,200円	1,400円	1,600円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台 設備	金びょうぶ	1双	1,500円	
	グランドピアノ	1台	9,000円	調律別
	平台	一式	1,000円	
	演台	1台	500円	
	司会者用演台	1台	300円	
	花台	1台	100円	
	指揮者台	1台	300円	
	指揮者譜面台	1台	300円	
	奏者譜面台	1台	100円	
	映写スクリーン	一式	800円	
	地がすり	1枚	500円	
	毛せん	1枚	300円	
	照明 設備	照明基本セット(ボーダーライト)	1列	無料
照明(A)セット		一式	1,500円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
照明(B)セット		一式	5,000円	照明(A)セット 一式 ロア水平トライト 1列 アッパー水平トライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列
サスペンションライト		1灯	100円	

	水平線ライト(ロア又は アッパー)	1列	1,000円		
	シーリングライト	1列	1,000円		
	フロントサイドライト	一式	1,000円		
	ピンスポットライト	1台	700円		
音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー	
	チャンネル	1チャ ンネル	1,000円	回線料	
	マイ ク ロ ホ ン	ダイナミック型	1本	500円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	800円	
		ワイヤレス	1本	800円	
		マイクスタンド	1本	100円	
	レ コ ー ダ ー	カセットテープ	1台	1,500円	
		ミニディスク	1台	2,000円	
		コンパクトディスクプレー ヤー	1台	1,500円	
		モニタースピーカー(固定式 又は可動式)	各1台	1,000円	
映像 設備	スクリーン	一式	800円		
	ビデオプロジェクター	1台	3,200円		
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,500円		
	ビデオテープデッキ	1台	1,000円		
持込器具		1kw	300円		

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間(各4時間)をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6相当額とする。
- 3 照明用色フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞 台 設 備	グランドピアノ	1台	1,800円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照 明 設 備	照明基本セット(ボーダ ーライト)	1列	無料	
音 響 設 備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー

モニタースピーカー（固定式又は可動式）	各1台	200円
---------------------	-----	------

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

- 5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ボーダーライト）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第9号

重要文化財旧三上家住宅の利用料金を次のとおり承認したので、重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 利用料金

観覧

区 分	個人 (1人1回につき)	団体 (1人1回につき)
一般	350円	300円
小学生及び中学生	250円	200円

備考

- 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 団体とは、15人以上のものをいう。
- 学齢に達しないものについては、利用料金を徴収しない。
- 指定管理者が発行する証明書（宿泊者優待券）を所持する者が重要文化財旧三上家住宅を観覧した場合の利用料金は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区 分	個人 (1人1回につき)
一般	300円
小学生及び中学生	200円

使用

区 分	使用の単位	利用料金
オクザシキ	全 日 (午前9時から午後5時まで)	2,400円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで)	1,200円
茶室（水屋及び二畳を含む。）	全 日 (午前9時から午後5時まで)	5,600円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで)	2,800円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

2 適用年月日

平成30年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第10号

宮津市文化財保護条例（昭和58年条例第35号）第29条第1項の規定に基づき、次に掲げる民族文化財を宮津市指定無形民俗文化財に指定したので、同条例第29条第2項において準用する同条例第5条第3項の規定により告示する。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

無形民俗文化財 1件

種別	名称	所在地	保護団体
民俗芸能	宮津おどり	宮津市	宮津おどり振興会

《訓令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「教育次長」を「所属課長」に、「総括的指導」を「指導」に改める。

第3条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、学校教育課施設係の項中「施設係」を「学校給食・施設係」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 学校給食に関する事。

第3条中社会教育課文化振興係の項を削り、社会教育課社会教育係の項の次に次のように加える。

文化振興課

文化振興係

- (1) 文化振興に関する事。
- (2) 市史に関する事。
- (3) 文化財保護に関する事。
- (4) 世界遺産登録に向けた調査及び研究に関する事。
- (5) 重要文化財旧三上家住宅の管理運営に関する事。
- (6) みやづ歴史の館の管理運営に関する事。
- (7) 浜町ギャラリーの使用に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅 弘

宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務決裁規程（平成3年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2課長共通専決事項の表第15項に次の1号を加える。

(13) 1件50万円以下の過誤納金の戻出命令及び過誤払金の戻入命令

別表第2社会教育課長専決事項の表第3項を削り、別表第2に次の表を加える。

文化振興課長専決事項

1 浜町ギャラリーの使用許可に関すること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第4号

平成30年3月14日執行の京都海区漁業調整委員会委員補欠選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成30年3月5日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	栗田地区公民館	〃 上司1345番地
〃 3 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 4 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 5 〃	府中地区公民館	〃 中野678番地
〃 6 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 7 〃	宮津市デイサービスセンターせんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 8 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 9 〃	由良地区公民館	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

平成30年3月14日執行の京都海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成30年3月5日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建 物 の 名 称	所 在 地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

平成30年4月8日執行予定の京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成30年3月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成30年3月22日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第7号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 2 1 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第8号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 3 3 6 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第9号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 6 6 8 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第10号

平成30年4月8日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成30年3月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

(以下省略)

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第11号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成30年3月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第6投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第7投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第8投票区	上官津地区公民館	〃 小田231番地
第9投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第18投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	〃 下世屋(山口神社前)
第20投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンターせんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第24投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第25投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第26投票区	由良地区公民館(由良の里センター)	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、平成30年4月8日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成30年3月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後7時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成30年3月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

- 1 開票場所
 開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
 平成30年4月8日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成30年3月22日

宮津市選挙管理委員会
 委員長 堀 口 善 一

開票管理者

住 所 <省 略>
 氏 名 堀 口 善 一

開票管理者職務代理者

住 所 <省 略>
 氏 名 白 石 肇 子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成30年3月22日

宮津市選挙管理委員会
 委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成30年4月5日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成30年3月22日

宮津市選挙管理委員会
 委員長 堀 口 善 一

投票所名	建 物 の 名 称	所 在 地
期日前投票所	宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成30年3月22日

宮津市選挙管理委員会
 委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	堀 口 善 一	平成30年3月23日
		平成30年3月27日
		平成30年4月1日
		平成30年4月7日

<省 略>	白 石 肇 子	平成30年 3 月 24日 平成30年 3 月 26日 平成30年 3 月 30日 平成30年 4 月 4日
	前 田 良 二	平成30年 3 月 25日 平成30年 3 月 28日 平成30年 4 月 2日 平成30年 4 月 5日
	後 藤 信 子	平成30年 3 月 29日 平成30年 3 月 31日 平成30年 4 月 3日 平成30年 4 月 6日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	濱 田 久美子	平成30年 3 月 23日 平成30年 3 月 28日 平成30年 3 月 29日
	岡 本 香 代	平成30年 3 月 24日から 平成30年 3 月 27日までの日
	安 田 宣 孝	平成30年 3 月 30日
	吉 田 有 紀	平成30年 3 月 31日から 平成30年 4 月 7日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成30年 4 月 8 日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成30年 4 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	<省 略>	森口英一	<省 略>	白数真理子
〃 2 〃		林崎芳紀		大島恵美
〃 3 〃		藤田憲一		佐田野享
〃 4 〃		廣瀬政夫		森山領介
〃 5 〃		松井正之		岩本佳久
〃 6 〃		高村一彦		小谷全弘
〃 7 〃		小牧美忠		大和陽三
〃 8 〃		田中修二		上高ゆみ
〃 9 〃		中嶋章夫		谷口博美
〃 10 〃		永濱敏之		長澤嘉之
〃 11 〃		河原哲也		田野博司
〃 12 〃		公庄 哲		橋本和実
〃 13 〃		安東直紀		小谷陽介
〃 14 〃		山根洋行		山上真由子
〃 15 〃		宮崎茂樹		横谷宏明
〃 16 〃		笠井裕代		永濱智恵美
〃 17 〃		藤村光代		梅本禎久
〃 18 〃		大上仁志		長澤伸司
〃 19 〃		大銅浩助		黒田 浩

〃 20 〃		居村 真		千阪季成
〃 21 〃		松崎正樹		藤原健二
〃 22 〃		前田 繁		田中明夫
〃 23 〃	<省 略>	辻村範一	<省 略>	中村善之
〃 24 〃		松島義孝		谷口宏幸
〃 25 〃		早川善朗		黄前佳之
〃 26 〃		矢野善記		角野 整

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第26条の規定により、平成30年4月2日に次の者を選挙人名簿に登録したので告示する。

平成30年4月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	住所	氏名	性別
第6投票区	宮津市字<省 略>	<省 略>	女

監査委員

《公 表》

宮津市監査公表第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年3月26日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 徳 本 良 孝

平成29年度定期監査結果報告書

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 監査の期間
平成30年1月9日から平成30年3月26日まで
- 3 監査の方法等
平成29年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。
- 4 監査における重点事項
 - (1) 予算の執行は適正に行われているか。
 - (2) 契約事務は適正に行われているか。
 - (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
 - (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、概ね適正に行われていると認められた。
引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえなが

いることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら公共の福祉の増進に努められることを期待する。

■平成29年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 平成29年4月1日	職 員 数 平成28年4月1日
市長事務部局	理 事	185 人	1 人	1 人
	総 務 部		29 人	29 人
	企 画 部		20 人	20 人
	市 民 部		29 人	29 人
	健康福祉部		50 人	50 人
	産業経済部		17 人	18 人
	建 設 部		29 人	26 人
	会 計 課		4 人	4 人
小 計	185 人	179 人	177 人	
議 会	5 人	4 人	4 人	
教育委員会	48 人	38 人	39 人	
選挙管理委員会	1 人	0 人	0 人	
公平委員会	1 人	0 人	0 人	
監 査 委 員	2 人	1 人	1 人	
農業委員会	3 人	2 人	2 人	
公 営 企 業	15 人	11 人	11 人	
合 計	260 人	235 人	234 人	

職員数は、前年の234人から235人と1人の増員となっている。平成17年の300人から比較すると65人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的には概ね適正に行われていると認められた。

なお、平成28年度決算における健全化判断比率は基準内にあるものの、良好とはいえない水準で推移していることから、今後とも財政運営へ配慮を払われたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、平成29年4月1日から10月31日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金及び貸付金の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等	事務事業の件数				合 計 ①～④	前年度	
	①業務委託	②工事・修繕	③補助金	④貸付金			
市長 事務 部局	総務部	46	1	12	1	60	45
	企画部	45	5	31		81	68
	市民部	63	13	2		78	68
	健康福祉部	81	3	17		101	99
	産業経済部	25	11	29		65	45
	建設部	84	83	2		169	134
	会計課						
小計	344	116	93	1	554	459	
議 会	2				2	2	
教育委員会	64	5	18		87	87	
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
農業委員会	1				1	1	
合 計	411	121	111	1	644	549	

※ 市民部に係る美化事業、資源ゴミ報奨金については、一括してそれぞれ1件とした。

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、計95件増加している。内訳は、業務委託が66件、工事・修繕が16件、補助金が13件といずれも増加している。なお、貸付金は増減なしである。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○監査対象とした業務委託411件の契約方法は、指名競争入札49件(11.9%)、随意契約362件(88.1%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	0	0.0	1	0.3
指名競争入札	49	11.9	32	9.3
随 意 契 約	362	88.1	312	90.4
計	411	100.0	345	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契約金額の区分	業務委託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	48	11.7	55	15.9
10万円超 50万円以下	150	36.5	112	32.5
50万円超 100万円以下	46	11.2	44	12.8
100万円超 500万円以下	103	25.1	75	21.7
500万円超 1,000万円以下	33	8.0	29	8.4
1,000万円超	31	7.5	30	8.7
計	411	100.0	345	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、1年間の額で区分した。)

○指名競争入札による49件の入札者数は次のとおりであった。

随意契約によるもの361件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契約区分	契約件数	入札・見積り業者数				前年度契約件数	
		なし	1者	2者	3者以上		
条件付一般競争入札						1	
指名競争入札	49			14	35	32	
(167条の2第1項各号の要旨)							
随意契約	第1号予定価格が範囲内	165	25	100	19	21	158
	第2号その性質目的が競争入札に適さない	167	36	130		1	137
	第3号福祉団体等との契約	13		13			9
	第4号新商品の開拓を図る者との契約						
	第5号緊急の必要により	11		11			1
	第6号競争入札に付することが不利						3
	第7号時価に比して著しく有利な価格						
	第8号競争入札に付し入札者が無い	6		5		1	4
	第9号落札者が契約しないとき						
小計	362	61	259	19	23	312	
計	411	61	259	33	58	345	

②工事・修繕について

○工事等に係るもの121件の契約方法は、条件付一般競争入札を行ったもの4件(3.3%)、指名競争入札を行ったもの63件(52.1%)、随意契約によるもの54件(44.6%)となっている。

なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等		前年度の工事等	
	件 数(件)	構成比(%)	件 数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	4	3.3	1	1.0
指名競争入札	63	52.1	50	47.6
随意契約	54	44.6	54	51.4
計	121	100.0	105	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工 事 ・ 修 繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	26	21.5	31	29.5
50万円超 130万円以下	26	21.5	17	16.2
130万円超 300万円以下	21	17.4	18	17.1
300万円超 1,000万円以下	12	9.9	15	14.3
1,000万円超 5,000万円以下	32	26.4	19	18.1
5,000万円超 1億5,000万円以下	3	2.5	3	2.9
1億5,000万円超	1	0.8	2	1.9
計	121	100.0	105	100.0

○ 条件付一般競争入札による4件の入札者数、指名競争入札による63件の入札者数は、次のとおりであった。

随意契約による54件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分 (167条の2第1項各号の要旨)	契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 り 業 者 数				前年度 契約件数
		なし	1者	2者	3者以上	
条件付一般競争入札	4		4			1
指名競争入札	63				63	50
随 意 契 約	第1号予定価格が範囲内	30	24		6	40
	第2号その性質目的が競争入札に適さない	18	15	1	2	10
	第3号福祉団体等との契約					
	第4号新商品の開拓を図る者との契約					
	第5号緊急の必要により	2	2			4
	第6号競争入札に付することが不利	4	4			
	第7号時価に比して著しく有利な価格					
	第8号競争入札に付し入札者が無い					
	第9号落札者が契約しないとき					
小 計	54		45	1	8	54
計	121		49	1	71	105

(2) 契約、文書事務について

① 文書事務について

文書に係る不適切さについては、これまでから繰り返し指摘してきたところであり、これ

らを踏まえ、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど、文書事務の適正な処理についての徹底が図られたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載となっていないものが多々見受けられるとともに、単純なミスや不鮮明な押印なども散見された。また、書類が時系列に綴られていないものも多数見受けられた。

文書事務に当たっては、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、情報公開も視野に入れ、適正な事務処理が行われるよう強く望むものである。

② 印紙について

契約関係書類の印紙については、概ね改善が図られているが、中には、消費税を含んだ契約金額に対する収入印紙が貼付されているほか、原議書に記載の印紙税額と契約書に貼付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。

印紙税法に照らし、印紙税額が適正であるかどうかを確認し、適切な事務処理に努められたい。

③ 契約状況について

・ 随意契約と競争入札の割合

前年度と比較し、業務委託に係る契約件数は66件の増、工事・修繕についても16件増加している。

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が49件(11.9%)、随意契約が362件(88.1%)となっており、大部分が随意契約で執行されている。

工事・修繕については、条件付一般競争入札が4件(3.3%)、指名競争入札が63件(52.1%)、随意契約が54件(44.6%)となっており、競争入札と随意契約の割合は、55.4%対44.6%で前年度と比較すると競争入札と随意契約の構成比がわずかではあるが逆転しており、競争性、経済性の観点から、一定評価できるものである。

一方、随意契約のうち、業務委託の259件(71.7%)、工事・修繕の45件(83.3%)が1者見積もりで行われている。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であり、その中でも1者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約保証金の欄が未記載のまま契約されているものや、契約書第5条の規定が基準契約書と異なる記載となっているも見受けられた。

契約事務については、監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされたところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金について

監査対象とした補助金は111件で、前年度から13件増加している。監査を行った交付事務については、概ね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

しかしながら、補助金の交付に当たり、交付申請書の受付から交付決定までの事務処理が遅延しているものも見受けられたので、補助金の趣旨を損なうことのないよう注意して事務処理をされた

い。

また、申請者から前金払の書類提出がないにもかかわらず、前金払で交付しているケースも見受けられた。市の一方的な決裁手続で行うのではなく、書類による申出によって判断をされたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。しかしながら、日常業務の優先性や職員体制などから、臨戸訪問など収納業務への適正な対応が困難となっている状況が見受けられる。今までの徴収強化月間を見直し、先進地の事例等も調査研究しながら、税外収入の一元化をはじめ、収納に特化した新たな組織体制の確立を検討するなど徴収強化に向けた対策の取組を強く望むものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実状を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。